

令和 7 年 6 月 20 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項

市町村等が産廃プラの再商品化を協会に委託する場合には、市町村において以下の事項への対応が必要になります。

1. 排出重量の把握

①産廃プラは、市町村等が排出事業者から引き取った量（重量測定に基づく）を把握する必要があります。

※産廃プラの重量測定に基づく量の把握に関して、ご不明な場合は環境省（※）にご相談ください。

②産廃プラについては、容リプラ、製品プラと異なり、組成比率で計算して重量を算出することが認められていません。排出事業者から引き取った量（重量測定に基づく）を協会に報告してください。なお、中間処理施設で除去した異物の量は控除しないでください。

2. 産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の交付

①再生処理事業者に引き渡すバールのうち、産廃プラの重量分については、廃棄物処理法に基づいて再生処理事業者、運搬事業者に対してマニフェストを交付し、管理する必要があります。マニフェストの発行・管理については、個別に環境省（※）までお問い合わせください。

②協会はマニフェストの管理に関わりません。

3. 他県からの産業廃棄物搬入における事前協議が必要な場合

①再生処理施設が立地する都道府県外から産業廃棄物を受入・処理しようとする場合、条例等において越境移動に関する事前協議等の独自の規定を設けている場合があります。その場合は、市町村等が当該都道府県等に事前協議資料を提出する必要があります。

②協会が令和 8 年度の落札事業者を市町村等に通知するのは令和 8 年 2 月下旬頃となります。事前協議が必要な再生処理事業者が落札した場合には、落札した再生処理事業者と協力して、市町村等が事前協議資料を作成し、令和 8 年 2 月末までに当該都道府県等に提出してください。

③都道府県等により、事前協議で求められる資料や内容が異なりますので、ご注意ください。

④事前協議の結果については、令和 8 年 3 月末までに協会プラスチック容器事業部までご連絡ください（TEL:03-3528-8025／03-5532-8607、E-MAIL: plastic@jcpra.or.jp）。

⑤令和 8 年 3 月末までに事前協議の結果が確定しない場合は、令和 8 年度の産廃プラの引き取りをお断りする場合があります。

上記 1～3 の記載事項について、ご不明な点がある場合は、環境省（※）までお問合せください。

（※）環境省 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室 TEL:03-5501-3153

以上